

いじめ防止基本方針

令和7年4月1日

1 笹口小学校いじめ防止基本方針策定の目的

本方針は、「いじめ防止対策推進法第13条」及び「新潟市いじめ防止基本方針」をふまえ、いじめはどの子どもにも起こりうる深刻な人権侵害であることを認識し、子どもたちが互いに認め合い、支え合い、高め合う人間関係を築くことができるよう、学校・保護者・地域が互いに信頼関係を構築し、それぞれの役割を自覚して、いじめのない学校づくりに向けて、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処のための対策を総合的且つ組織的に推進することを目的とする。

2 いじめ防止に向けての基本方針

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある重大かつ深刻な人権問題である。

笹口小学校では、いじめ問題に迅速且つ組織的に対応するために、いじめに対する認識を全教職員で共有する。

また、いじめはどの学校・どの学級でも起こりうるものという基本認識に立ち、すべての児童を対象に、いじめに向かわせないための未然防止・早期発見・早期対応に全教職員で取り組んでいく。

3 いじめの未然防止・早期発見・早期対応のための組織（組織図は別紙）

（1）いじめ対策委員会の設置

- ・ いじめの防止等に関する取組について協議することを通して、子どもをいじめから守る取組の充実を図る。
- ・ いじめが生じた場合等、必要に応じて**迅速**に会議を開催し、問題解決の方針や対応について協議する。

＜笹口小学校いじめ防止対策推進委員会の構成＞

校長、教頭、教務主任、生活指導主任・副主任、特別支援教育コーディネーター、養護教諭、当該学年主任、当該学級担任、笹口校区コミュニティ協議会会長、主任児童委員（2名）
PTA代表 等

（2）中学校区いじめ対策委員会の設置

- ・ 中学校区の学校、保護者、地域の代表等が連携して、中学校区全体のいじめ防止等への取組について協議することを通して、地域全体で子どもをいじめから守る取組の充実を図る。

＜中学校区いじめ対策委員会の構成＞

地域コミュニティ協議会、青少年育成協議会、新潟警察署、校長、教頭、中学校生徒指導主事、小学校生活指導主任 子ども支援コーディネーター等

4 いじめの未然防止のための取組

(1) 学年・学級経営の充実

- ・「いるかになろう」

「い」じめを許さない…いじめの正しい理解を行う。

「ル」ールを守る…正義が保障される雰囲気を醸成する

「か」しこくなる・「か」っこよくなる …いじめがないことがいかによいことかを理解し、
本質を貫ける自分づくりを目指す。

- ・ わかる・できる授業の実践に努め、一人一人を大切に生かす教育活動を心掛け、一人一人の児童が成就感や充実感をもてるようにする。
- ・ ソーシャル・スキル・トレーニング、**構成的グループエンカウンター**、**クラス会議**の実施、いじめアンケートや新潟市の学習・生活調査の結果の活用等により、児童の実態を十分に把握し、いじめを生まない学級づくり・人間関係づくりに努める。
- ・ 全教育活動を通じて、「目的意識」「自己決定」「個性・能力」「協同性」の4つの観点から、児童が自律性と社会性を育ていけるよう努める。
- ・ いじめや差別につながる言動を許さないという姿勢で、**日常的に**教職員が児童に接し、児童の人権感覚を育む。
- ・ **あらゆる場面で「いじめはないか」という働きかけを子どもたちに行い、日常的にいじめの発生の抑止に努める。**
- ・ いじめについて理解し、シンキングエラーに気付かせる授業の実施。
- ・ **いじめ未然防止プログラムを全学級で実施する**

(2) 道徳教育の充実

- ・ 全ての教育活動において道徳教育を実践し、人権尊重の精神や思いやりの心などを育てる。
- ・ 道徳の授業を通して、児童の自己肯定感を高めるようにする。
- ・ 「生きる」を活用した人権教育・同和教育を行う。

(3) 相談体制の整備

- ・ アセスアンケートの結果を基に、アセス研修等で教職員間での共通理解を図り、対応策等を考える。(アセス実施 9/2～9/6, 年1回)
- ・ アセスアンケートといじめアンケートの結果を基に、学級担任と児童との教育相談を行い、児童一人一人の理解に努める。

(4) 異学年交流の実施

- ・ 縦割り班活動のなかで、協力したり協調したりすることを学び、人とよりよくかかわる力を身に付けさせる。
- ・ **人とのかかわりの中で多くの感動体験を経験させる。**

(5) インターネット等を通して行われるいじめに対する対策

- ・ 現状把握に努め、児童への情報モラル教育を行う。
- ・ インターネット等を通して行われるいじめに関わる教職員研修の場を設ける。

(6) 連携協力体制の整備

- ・ 区の小・中学校・幼稚園・保育園・**こども園**との情報交換を適宜行う。

- ・ 保護者や地域との信頼関係や協力体制を構築する。

5 いじめ早期発見のための取組

(1) 保護者や地域、関連機関との連携

- ・ 児童、保護者、学校の信頼関係を築き、円滑な連携を図るように努める。
- ・ 保護者からの相談には、家庭訪問や面談により、迅速かつ誠実な対応に努める。
- ・ 必要に応じて、新潟市教育委員会、新潟市教育相談センター、児童相談所、民生委員、中学校等の関係諸機関と連携して、課題解決に臨む。

(2) 学級経営の充実

- ・ 話しかけたりほめたりすることを積み重ねて、児童との信頼関係を築くと共に、児童の日頃の様子にきめ細かく目を配り、交友関係や悩みを把握するように努める。また、こまめな記録を積み重ねるようにする。

「観察」…児童の様子よく見る。

「潜入」…児童の中に入り様子を把握する。

「聞き込み」…児童から積極的に話を聞き、情報を集める。

- ・ クラス会議を定期的実施することで、一人一人を認め、受容的に話を聞く態度を育て、支持的風土の醸成に努める。
- ・ アセスアンケートといじめアンケートの結果を基に、学級担任と児童との教育相談を行い、児童理解に努める。
- ・ 市内でズボンおろしやプライベートゾーンにかかわる事案が発生している現状をとらえ、未然防止に努める。

(3) 職員間での情報交換及び共通理解

以下のように定期的に情報交換を行い、全教職員で情報を共有し、組織的な対応に迅速につなげるようにする。

- ・ クラス会議研修（4月）
- ・ いじめアンケートと教育相談（年3回※5/15、10/24、1/23）
- ・ 情報タイム（週1回）
- ・ アセス研修（アセス実施9/2～9/6、年1回）

6 いじめに対する早期対応

- ・ トラブルがあった場合は、速やかに生活指導主任に報告し、事案によっては、その日のうちに管理職を含めた「いじめ対応ミーティング」を行い、事実確認し、対応策の協議を行い、カードに記入する。カードは、低レベル以上のすべての事案について記録し、教頭と生活指導主任に1部ずつ提出する。※カードは、教頭の机の前にある。
- ・ いじめに関する相談を受けたり、希死念慮があったりした場合、速やかに管理職に報告し、事実の有無を確認する。
- ・ いじめの事実が確認された場合は、いじめ対策委員会を開き、対策を協議する。
- ・ いじめを止め、その再発を防止するために、いじめを受けた児童に対しては、心のケアに努め、経過を継続して丁寧にとらえる。また、その保護者に対しては、経過や今後の方針を丁寧に説明する。いじめを行った児童に対しては、相手の心の痛みを理解させる指導と本人の不安定要因への対処を行い、その保護者に対する助言を継続する。

- ・ 周囲の児童に対しては、自分事として考えさせ、いじめを傍観することはいじめに加担することと同じであることと、言いなりにならず自分の意思で行動することの大切さに気付かせる。また、いじめられた児童の心の痛みに気付かせ**共感**できるようにする。
- ・ いじめを受けた児童が安心して教育を受けられるために必要があると認められる時は、保護者の理解を得ながら、一定期間、別室等において学習する等の措置を講ずる。
- ・ 事実に関わる情報を、関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。
- ・ 犯罪行為として取り扱うべきいじめについては、教育委員会及び警察署等と連携して対処する。

7 重大事態への対処

- (1) いじめにより、児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合や、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある、などの重大事態が発生した場合は、速やかに教育委員会に報告し、校内体制を整え、その後の対応等を協議する。児童や保護者から「いじめられて重大事態に至った。」という申し立てがあった場合も同様である。
- (2) 重大事態への対処に当たっての方針
 - ・ いじめを受けた児童の心身の安全、安定の確保を最優先に取り組む。
 - ・ いじめに係る事実を徹底的に解明し、対処に当たる。
 - ・ いじめを受けた児童、行った児童のいずれにも、その心情に十分寄り添って指導、支援する。
 - ・ 一定の**解決**をみた後も、**継続して様子のみとり**を行う。

8 その他

- ・ 自殺を防ぐという観点から、いじめや差別に悩んでいる児童、保護者の支援を最も重要な取組とするとともに、日ごろから自他を尊重し、命を大切にする教育を充実させる。

いじめの未然防止・早期発見・早期対応のための組織・取組

組 織

笹口小学校いじめ防止対策推進委員会

目 的：いじめの防止・早期発見・対応について協議し、対処するため

構成員：校長，教頭，教務主任，生活指導主任・副主任，養護教諭，特別支援教育コーディネーター，当該学年主任，当該学級担任，笹口校区コミュニティ協議会会長，主任児童委員（2名），PTA代表 等

役 割：いじめ防止等に関わる全ての業務を統括する。

対 策

未然防止

- ・ わかる授業
- ・ 規律のある学級経営
- ・ 自己肯定感の醸成
- ・ 豊かな心の育成

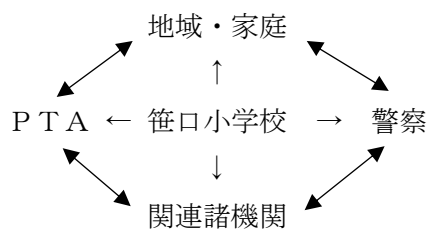
早期発見

- ・ 情報の集約と共有
- ・ 調査の実施
- ・ 相談体制の整備
- ・ 相談事業の周知

いじめへの早期対応

- ・ 発見・通報への対応
- ・ 被害児童とその保護者への対応
- ・ 加害児童とその保護者への対応
- ・ 重大事態への対応

連 携



諸機関との連携

- ・教育委員会（生徒指導班，SSW 等）
- ・中学校区いじめ対策委員会
- ・育成協 ・学警連
- ・幼保小中の連携会議
- ・民生委員との懇談会
- ・保健所や児童相談所との連絡会議

研 修

○教職員の資質・能力を高める研修

- ・いじめについての理解
- ・未然防止について
- ・早期発見について
- ・重大事態への対処

○保護者への啓発のための研修